

## 総合教育会議会議録

**会議名** 令和7年11月総合教育会議  
**開催日** 令和7年11月17日（月）午後2時00分～午後3時21分  
**開催場所** 議会棟4階 第1委員会室  
**出席者** 広瀬市長、荒木教育長、有山教育長職務代理者、中川委員（オンライン）、中澤委員、山口委員、中村委員

### 事務局等出席者

藏守教育次長兼教育委員会事務局部長、吉田経営企画部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、山口教育監、山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館（東・駅前図書館）分館長、浦戸教育政策総務課長、竹中企画一課長、坂本学務課長、古田教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、岡元社会教育推進課長、當房（教育政策総務課）

### ○藏守教育次長兼教育委員会事務局部長

定刻となりましたので、これより寝屋川市総合教育会議を開催いたします。

本日進行役を務めさせていただきます、教育次長兼教育委員会事務局部長の藏守でございます。

それでは、今後の議事進行につきましては、寝屋川市総合教育会議運営要綱第4条の規定に基づき、市長をお願いいたします。

広瀬市長、よろしくをお願いいたします。

### ○広瀬市長

本日は、御多用の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

次第に記載のとおり、「不登校対策について」「放課後活動について」「教職員の働き方改革指針について」「生涯学習施設及びこども図書館について」、教育委員会と課題を共有し、より一層連携し、事業を推進するため、皆様方と協議したいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の進め方は、案件(1)から(4)についての事務局からの説明の後、委員の皆様からのご意見を頂戴することといたします。

それでは、案件(1)「不登校対策について」、事務局から説明をお願いします。

### ○古田教育指導課長

それでは、案件(1)「不登校対策について」、ご説明いたします。

近年、全国的に不登校児童・生徒への対応が大きく報道されるなど、社会的関心が高まっております。本市におきましても、令和6年度の時点で、小学生45人、中学生123人が不登校の状態にあります。

こうした状況を受け、学校への登校につなげる支援の一環として、旧中央幼稚園跡

地に「登校支援教室」を設置しており、今年度は小学生22人、中学生22人が利用しております。

不登校の背景には、「無気力・不安」「生活リズムの乱れ」「親子関係」「家庭環境」など、複合的な要因があるとされており、全国的にも、きめ細かな支援が求められております。特に、小学校低学年の段階からの早期支援が重要であると認識しております。

国においても、文部科学省が「COCOLOプラン」を打ち出し、「不登校の児童・生徒すべてに学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境の整備」を目指しており、今後ますます、個々の状況に応じた学習機会の確保が重要になると考えております。

こうした動向を踏まえ、市内の既存施設を活用し、子どもたちのニーズに応じた新たな学びの場の確保に向けた検討を進めております。

具体的には、令和8年4月から、小学校段階を対象に、少人数・個別指導による学級を新たに設置する方向で調整を進めております。1学年あたり10名程度で6学級の運用を考えております。また、登校が難しい児童にも対応できるよう、オンラインでの学習支援も併せて検討しております。

なお、こうした「学びの多様化」への対応について、各自治体に応じた事例・取組が、全国的にも見られるようになってきましたが、寝屋川市の状況をもとに整理したものが、資料の2枚目でございます。

「学びの多様化」に対応した学校・学級について、現行制度との比較を表形式で整理しております。左端の列が、現在の通常の学校・学級です。

右隣、太枠で囲んでおりますのが、現在検討している「多様化に対応した学級」です。こちらは、少人数・個別での学習を希望する児童・生徒を対象としており、一人一人のニーズに応じた授業を中心にを行います。教科書を用いた授業で、出席扱いとなります。学籍は、授業と評価を行う拠点校に転籍する形となります。拠点校の校区外から通う場合は、保護者の送迎等による対応をお願いすることになります。将来的に中学生にも対象を拡大する場合には、自転車等での通学を想定しております。授業料は、公立学校と同様に不要です。

表の中央の列は、現在旧中央幼稚園跡に設置している「登校支援教室」です。こちらは、学校復帰を目指す児童・生徒を対象に、活動中心のプログラムを提供しつつ、個別学習にも対応しています。出席扱いとなり、学籍は居住地の指定校のままとなります。通学は、小学生は保護者対応、中学生は自転車等での各自対応です。授業料は不要です。

表の右端から2番目は、家庭でのオンライン授業です。登校が困難な児童・生徒を対象に、所属校からのオンライン授業を提供するもので、一定の要件を満たした場合に校長判断で出席扱いとなります。学籍は指定校のままで、授業料は不要です。

表の一番右端は、民間のフリースクールです。学校以外での学習を希望する児童・

生徒が対象で、スクールごとに異なる教材や学習形態が採られています。こちらも、一定の要件を満たせば校長判断で出席扱いとなりますが、学籍は指定校のままとなり、通学や授業料は各家庭での対応が必要です。

以上が、「学びの多様化」に対応した現在の受け入れ体制の整理でございます。今後も、実情に即した支援体制の構築に向けて、検討を進めてまいります。

以上でございます。

## ○岡元社会教育推進課長

続きまして、案件(2)「放課後活動について」、寝屋川市の放課後等における事業をご説明いたします。

まず、「小・中学校休業日等学習支援」ですが、児童・生徒の学力の向上を図るため、市内在住の小学5・6年生及び全中学生を対象に、市立全12中学校を会場とする民間の外部講師による個別学習支援を実施しております。

また、夏季・冬季の集中講座や中学3年生を対象とした受験対策講座の開催やインターネットコンテンツの活用を通して、家庭学習支援の定着を促すことにより、学ぶ機会の充実と自主学習の定着を推進しております。

次に、放課後子供教室です。放課後学習とそれ以外の体験プログラムに分けて記載しておりますが、いずれもすべての児童が多様な経験や活動を行うために、授業終了後から完全下校時までの時間を使って、各校放課後子供教室実行委員会が実施しております。内容や開催日数は各校によって異なります。

放課後学習では教室や図書室を活用して自習やプリント学習を行っており、放課後子供教室実行委員会のスタッフや、少人数学級人材等を配置し、児童からの質問に答える等の取組を行っております。

また、学習以外の体験プログラムでは、ダンスや盆踊り、工作といった様々な体験プログラムを行っております。

次に、ねやがわスクールパークです。こちらは令和7年度からの新規事業で、安定的に放課後の遊び場所を確保するため、放課後の小学校の校庭を、“公園のように”利用できる取組です。児童は一旦下校後、自宅からボール等の遊具を持参して再登校し、帰宅を促す放送時刻（午後5時又は午後5時50分）までの間、小学校の校庭でボール遊び等を楽しめます。

最後に、留守家庭児童会です。保護者が就労等により自宅にいない子育て世帯のため、平日の放課後及び土曜日において市内全小学校にて留守家庭児童会を開所し、安全・安心な居場所を確保するとともに、児童の健全育成を図っております。

なお、留守家庭児童会では午後6時30分（延長利用時は午後7時）までに保護者のお迎えが必要となっております。

また、「0歳から15歳までの一貫した寝屋川教育の推進」を図るためのプログラムとして、令和7年度から「コミュニケーション・コミットタイム（通称：コミ・コミタイム）」を実施しております。就学前プログラムとして保育園等で実施している

「どっちどっちタイム」と、小学校における「ディベート教育」の橋渡し、内容強化の役割を果たすものと考えております。

今後の展開としましては、放課後の安全・安心な居場所づくりの充実を図り、「考える力」を育む自主的な学びや学習習慣の定着に向けた取組を進めることを念頭に、より一層放課後の取組を充実させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

## ○坂本学務課長

続きまして、案件(3)「教職員の働き方改革指針について」、ご説明いたします。

令和7年6月に成立した公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法という。）の改正により、服務監督を行う教育委員会は国が定める指針に基づき「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定め、実施計画や実施状況を毎年公表し、総合教育会議に報告することが定められました。

これに基づき、市教育委員会としましても給特法改正のポイントを踏まえ、実施計画案を策定し、総合教育会議でのご意見、ご指摘を踏まえ、令和8年4月から計画に基づき更に教職員の働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

ここで、現在検討を進めている実施計画案の主な要点についてご説明いたします。

1 ページは、「計画の趣旨、現状」として、これまでの本市の現状について、様々な取組によって働き方改革が進んできていることを記載しております。

2 ページから4 ページは、これまでの主な取組について、項目ごとに、いつからどのような取組を進めてきたかを表にして記載しております。

5 ページは、数値としての現状値でございまして、出退勤システムを導入した令和2年度以降の「1月あたりの時間外勤務時間の平均」と「1月あたりの時間外勤務が45時間を超えている教職員の割合」をグラフで表しております。いずれも取組の成果により年々減少傾向にあります。特に、国が目指している「時間外勤務の平均30時間」については、本市では既に下回っております。

課題としましては、上限時間の45時間を超える教職員が小学校4.0%、中学校12.8%と一定数いることから更なる取組が必要な状況です。

6 ページから7 ページは令和5年度から実施している教職員の意識調査の結果であり、「働き方改革が進んでいる」と感じている教職員の割合は着実に増えております。7 ページに記載の、負担となっている主な業務につきましては、授業準備、会議・打ち合わせ、中学校での部活動指導が多忙と感じている教職員が多い状況です。

8 ページは本計画の推進期間、数値目標を記載しております。主な目標としましては、1か月あたりの時間外勤務を、平均20時間以内とすることや、「時間外勤務45時間超えゼロ」を目標とし取組を進めていきたいと考えております。

9 ページから16 ページは国が示す学校と教師の業務の3分類全19項目について、既に実施している業務と、今後取り組む業務について整理したものです。①から⑱の項目の中から、特に重点的に取り組んでまいりたい3項目についてご説明いたします。

まず、10ページの③の学校徴収金の徴収・管理につきましては、現在、各校ごとに行っている事務全般を、市全体での学校備品の共同購入や、事務のチェック体制の強化、効率化を図る組織として「共同学校事務室」を教育委員会規則で制度化し、令和8年度から取り組んでまいりたいと考えております。これにより、業務の効率化や事務職員の学校運営への一層の参画が図られ、業務の平準化にも寄与するものと考えております。

次に、14ページの⑬の部活動ですが、中学校教員の時間外勤務の一番の要因が土日の部活動指導によるものであることから、これまで取組を進めてきた部活動の拠点校化、集約化に加え、段階的な休日の地域展開、更に教員の兼職・兼業制度の検討・推進を進めてまいります。

次に、15ページの⑮、⑯、⑰の授業準備、学習評価、成績処理、学校行事の準備・運営につきましては、今後の取組として、AIを活用した校務DXの推進や、国が活用を進めている教員業務支援員の効果的な活用方法等、引き続き検討を進めるなど、更なる負担軽減を図ってまいります。

次に、17ページから18ページの学校における措置の推進です。時間外勤務の管理フローとして所属教職員の時間外勤務が月45時間を超えないよう、各学校長へ週ごとにアラートを出し、管理職のマネジメントを促す取組を継続して実施するとともに、教職員間で業務に偏りをなくし平準化を促す取組として、「業務標準化スコア」を活用した業務の平準化の取組を更に進めてまいります。

次に、19ページでは健康、福祉に関する取組として、産業医による面接指導、ストレスチェック等により教職員の健康確保を図ってまいります。

最後に、20ページでは、今後のフォローアップについて、毎年度、本計画の遂行状況について総合教育会議で報告し、ホームページで公表していくこと、各校が学校運営方針の中に働き方改革に関する内容を含め、学校運営協議会に説明し承認を得ること、取組について毎年の見直しや改善を行っていくことを記載しております。

以上でございます。

#### ○山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館(東・駅前図書館)分館長

続きまして、案件(4)「生涯学習施設及びこども図書館について」、ご説明いたします。

資料につきましては、表紙を含めて計12枚ございまして、2ページから6ページまでが生涯学習(多機能)施設、7ページから12ページまでが、こども図書館でございます。

まず、資料の3ページ、生涯学習(多機能)施設につきましては、1、施設整備のコンセプトといたしましては、「落ち着きのある学びと活動の拠点」をコンセプトに、学生からシルバー世代まで多世代がともに学び、交流を深め、多様なライフスタイルにも幅広く対応できる市民の学びと活動を支援し、人と人とのつながりを育む中核施設として整備するものでございます。

2、施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページでございます。3、主な機能につきましては、生涯学習施設機能、中央高齢者福祉センターの中核施設としての機能、ギャラリー機能でございます。

4、設計に当たっての考え方は、記載のとおりでございます。

5、スケジュールにつきましては、令和7年6月に設計が完了し、令和8年3月に工事契約、令和8年4月に工事着工、開館は令和9年3月を予定しております。

次に、5ページは鳥瞰図、6ページは平面図となっております。

次に、8ページはこども図書館についてでございます。

こども図書館につきましては、愛称を「こども図書館+plus（プラス）」とすることとなり、1、施設整備のコンセプト及び2、施設の概要につきましては記載のとおりでございます。

3、施設の機能につきましては、図書館機能に子育て支援機能を併せ持った施設でございまして、学習スペースも拡充する予定としております。

4、スケジュールにつきましては、現在、整備工事中でございまして、令和8年4月に開館予定としております。

次に、9ページには期待する相乗効果について記載をしております。

次に、10ページは全体の鳥瞰図、11ページは「おはなしスペース」のイメージ図、12ページは「一時預かりスペース」のイメージ図でございます。

以上でございます。

## ○広瀬市長

説明は終わりました。せっかくの総合教育会議の場ですので、少し、私の意見、思いをお話しておきたいと思っております。

まず、一つ目の不登校支援についてですが、今、寝屋川市として、いじめ対策などが大変注目されており、全国から多くの視察にお越しいただいている状況です。寝屋川市から発信した新たな取組が全国に広がって、多くの子どもたちの助けになるということであれば、我々としたら大変意義のあることだと思っております。不登校の問題も長年の課題であり、年々その数が増加し、より一般的になってきたという感覚を抱いております。こうした問題についても、寝屋川市から何らかの解決策を発信していくことができれば、寝屋川市で暮らしている子どもたちにとっても、また、それ以外の地域の子どもたちにとっても、良い影響を及ぼしていくことができるのであれば、我々として取り組む意義があるのではないかと思います。

その中で、この「不登校」という言葉について、いろいろと考えてみました。より本質的に我々が目指していかなければならないのは、子どもたちの教育を受ける機会が十分確保されているかどうかではないかと思います。

例えば、学校には来ていないけれども、自宅でオンラインの授業配信を受けることができれば、これは教育の機会が保障されているということになると考えられます。

その一方で、学校には来ているけれども、別室で授業を受けているようなケースの

場合に、その授業の内容などは、教育の機会として十分に保障されている状態にあるのかという懸念があります。また、例えば、登校支援教室は、学校復帰を目的とした個別対応を行っておりますが、通常学級に通う子どもたちと同様に、十分に教育の機会が保障されている状態なのでしょうか。

そんな中で新たに、教育の機会、学習の機会がしっかり確保されているかどうかを一つの線引きにして、取っていくべき対策を考える必要があると思っています。

一つは、文科省の不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考え方において、学校に登校するという結果のみを目標にするものではないとしています。このような考え方であれば、不登校問題と言われる、登校するか、しないかというところに比重を置いた言葉の使い方というのは、今後、寝屋川市が新たな対策や基準を作っていく上で必要なものか、しっかりと考えていくべきだと思います。是非、後ほど皆様のご意見をお聞かせいただき、今後、寝屋川市としてどういう対策を作っていくか、そのベースになるところを議論したいと思います。長年、解決に向けて教育委員会が努力してきたけれども、十分に答えを出せなかった問題ということであれば、アプローチを変えてみるというのも、一つの有効な方法だろうと思っています。

この不登校問題に対しては、私はこのような考えを持っているので、一度皆様と議論したいと考えております。

次に、教員の働き方の問題についても議論が必要です。寝屋川市役所では、私が市長に就任した当初は、個人で約80時間、100時間を超えるような残業があるという現状がありました。このような働き方は明らかにおかしいと思いますし、職員の健康を害するものですので、早急に改善するべく、取組をスタートし、今年度は45時間を超える残業は無い状態となっています。

教育委員会において、1か月あたりの時間外勤務時間が45時間を超える教職員の割合は小学校で4.0%残っている状態であって、これには、それなりの理由が恐らくあります。ただし、その理由は問わず、45時間を超えるというのは、寝屋川市役所もそうですが、あってはならないこととして、解決していかなければいけません。寝屋川市役所は、今後、上限をさらに切り下げていくことを考えております。併せて、それに耐えられるように、課の中での個人の業務量を月平均、年間平均で、平準化するというのも重要です。課のみならず、次は部の中で、その次には組織全体として業務を平準化していくということを、現在、進めています。課内での調整だけでなく、部内での応援の体制を作っていく、それでも時間外勤務を要するという場合であれば、寝屋川市役所全体としての人事応援体制ということで、現在、他の部局からの応援として、例えば、保育園の入所調整の時期であるとか、財政繁忙時期、窓口業務の繁忙時期、選挙の時期などで、応援体制を組むことで、一定の勤務時間内に収めるという取組を行っています。

教育委員会でも業務の平準化ということを掲げています。今回の計画案で、1か月あたり45時間を超える時間外勤務時間は、来年度からゼロということですので、徹底

的に学年間、学校内での平準化、場合によっては学校を跨いだ平準化、これはいわゆる部活動の拠点校化なども、それに近い内容だと思いますが、これらをしっかりと検討していただくということが必要だと思います。これも、寝屋川市から教職員の働き方のモデルを示していくという必要があると思いますので、できるところからやっていく、越えられるハードルを越えていくというのではなくて、1か月あたり45時間を超える時間外勤務をゼロにという数値目標はもちろんのこと、その次も見据えた中で対応していただきたいなと思います。

また、休日等の教職員の部活動等の指導に係る兼職・兼業について、部活動の指導に対して熱い思いを持っている先生のお気持ちをあえて制限する必要はないと思いますので、ここは柔軟に対応していただきたいと思います。ただし、このような制度が先走ってしまうと、ご自身の希望がなくても、兼職・兼業をしなくてはならないという空気を作ってしまうかもしれないという懸念もあります。例えば、希望を出していただいて、その中で思いを綴っていただいて、面談等で確認した上で、先生方の思いがしっかり理解できれば、このような兼職・兼業が認められるというような制度づくりが必要だと思います。仮に、部活動が制限されて、保護者、もしくは子どもたちが、「何でやってくれないんですか」と思ってしまい、先生方に、心理的なプレッシャーがかかる中で、この兼職・兼業の希望を出さざるを得ないような、そんな運用になることが、決してないようにしていただきたいと思います。

また、現在、教職員の負担になっているような対外的な対応等についても、AIを活用して何とか対応できないか等、市長部局も入って、業務量の相当の圧縮ができるような取組の検討を始めようとしているところですので、我々としても全力で協力したいと思っていますし、投下しなければならぬ資本は、投下していこうと思っています。

教育委員会としても、このような考えをしっかりと持った上で、部内、学校内、学年内、学校間の業務量の平準化というものをしっかりと意識して対応していただきたいと思います。

私からは以上です。

次に、教育委員会を代表し、荒木教育長よりご意見をお願いいたします。

## ○荒木教育長

ありがとうございます。まずは、教育委員会におきましては、寝屋川市教育大綱に基づき、子どもたちに最善を尽くすため、各種取組を進めているところでございますし、0歳から15歳までの一貫した「寝屋川教育」という視点も踏まえて進めていかなければならないと思っております。

まず、個別指導型学級の導入につきましては、これまでも、登校支援教室や、オンライン授業の導入等を進めてきましたし、民間のフリースクールの活用も行われています。しかしながら、いまだにどこにもつながらない子どもがいるというこの状況を改善していくということで、多様な受皿を整備するということに取り組んでいきたい

と考えております。一つの手段や方法での不登校対策ではなくて、複層的な支援ということをやっていきたいと考え、今回、個別指導型学級を提案させていただいています。今、市長から御指摘がありました、その現象だけに捉われることなく、そもそもの不登校問題をどう考えるのかということにつきましても、引き続き進めていくに当たって整理をしていきたいと思っております。今回は、年齢の早い段階で取り組むということに主眼を置きまして、まずは小学校の設置になりますが、この不登校対策そのものの概念を整理していく中で、中学生に対してもどうしていくのかにもつながってくるかと思っております。学校と教育委員会で連携して、力強く進めていきたいと思っております。

次に、働き方改革につきましては、教育委員会事務局、学校現場において、市長部局の様々な働き方改革を踏まえまして、これまでも取組を進めてまいりました。例えば、監察課によるいじめ対応や部活動の拠点校の設置、校務支援システムをはじめとするDXの取組もごございます。今回、給特法と言われる、教職員の勤務時間の改善に関する特別措置法が改正されまして、今後5年間で、いわゆる時間外勤務を平均30時間にすることや、教職員が行う業務の整理等も求められております。これまでも市長部局の働き方改革の取組を踏まえる形で、教育委員会事務局におきましては1か月あたりの時間外勤務時間が45時間を超える職員はゼロとなっております。学校現場におきましては、まだ一定数残っておりますが、平均の時間外勤務時間は、30時間を切る状況になっております。

今、市長からございましたように寝屋川市からモデルを示すというところで、非常に大きな宿題を頂いたわけですが、これは何よりも教職員が心身ともに健康で、よりよい環境で教育に専念できる、そのための取組ですし、教職員が子どもと向き合う時間をより最大化するための取組だと認識をしておりますので、その視点を学校現場とも共有をして、計画の策定及び推進に取り組んでまいりたいと考えております。委員の皆様にも、御協力を賜りたく存じます。

#### ○広瀬市長

ありがとうございます。

それでは、教育委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴したいと存じます。特に、先ほど私の方から申し上げた不登校の問題、働き方改革の問題について、この総合教育会議において議論できたらと思います。

有山教育長職務代理者から、お願いいたします。

#### ○有山教育長職務代理者

個別指導型学級の設置についてですが、学びの多様化という観点は全ての子どもたちのために、大切に考えていかなければならないことだと思います。

また、登校に関して悩みをお持ちのご家庭がたくさんあります。一人一人の状況に応じて、何を重点とするかという点で、学びの場として、子どもたちと一緒に選ぶ選択肢を増やす、在籍を移してその学校で所属感を持って教育を受けたいというニーズ

に対し、積極的にその場を提供していくということは一理あると思います。

ただ、私の学校での経験から、複合的な要素の中で、アセスメントは非常に重要であると考えます。また、日々の対応において、教員以外の地域の方を含めた方々にもご協力いただき、子どもたちを温かく見守っていただいたことから、居住地域を離れた子どもであっても、市民であり、地域の子どもたちだというような認識をベースとしてほしいと思います。個別指導型学級と保護者の間だけのつながりではないような支援や体制づくりが必要だと思えます。

#### ○広瀬市長

ありがとうございます。

次に、山口委員、お願いいたします。

#### ○山口委員

最初に、この不登校対策の話をお聞きした際に、実は今までの不登校支援のシステムの中でも対応できるのではないかと考えておりました、何か様々な仕組みをたくさん作るよりは既存のもので対応することができるのであれば、一度、間を挟むのもいいのかなと思えました。

そして、先ほど市長のお話を伺って、不登校の考え方を变えるというところは、私も答えが出ているわけではないのですが、例えば、教育の機会の確保という観点であれば、オンラインでも良い、つまり登校しなくても教育の機会を確保できているという考え方と、やはり登校することで、集団での学びを提供する、今までの既存の学びを大切にするという考え方、どちらを軸とするのかについては、改めて見直す機会であると思えました。

また、単に「オンラインという新しい仕組みを利用してください」と打ち出してしまうと、その学び方が正当化されてしまいかねません。その結果、これまでの集団での学びや行動の意義が薄れ、ただ「学校に行かなくてもよい」という認識が広がってしまう可能性もあるのではないかと感じました。

そのため、今回の取組は、あくまで「登校できない子どもたちへの対策」であるという位置づけを明確にしたうえで、寝屋川市として教育の機会が保障されているなら、それをどう認めるのかも含め、慎重に議論できればよいと思います。

#### ○広瀬市長

ありがとうございます。

次に、中澤委員、お願いいたします。

#### ○中澤委員

不登校対策については、冒頭、市長がおっしゃいました不登校と登校の位置づけについて、登校できない子が必ずしも不登校ということではなく、様々な方法で学びの機会を保障することができるという考え方もあるということは、私も賛同します。私自身も中学生のときに少しだけ不登校の経験があります。昔と今で大きく違うのは、不登校の理由は、昔はいじめが多かったのですが、今は本当に多種多様化している

いうところで、それは世の中が、大きく変化してきたところに並行して、子どもたちの感受性等、いろいろな部分も変わってきた中でのことなのだろうと思います。それをこの早い段階で支援していくことが、まず一番に大事なことです。もう少し現場の声等も、この制度に取り入れていくことができればいいなと思いました。

また、3人の子どもがいる家庭で、3人とも違う理由で不登校だという例もありまして、不登校に対する新たな考え方や、アプローチの方法を変えるというのも一つの手なんじゃないかという点についても、非常に期待をしておりますので、進めていくことができればいいなと思っております。

ただ、一つ懸念されるのが、先ほど山口委員がおっしゃったような、集団行動で、学ぶことの中にも、非常に大きなものがあると思いますので、学業だけ、新しいところで学ぶのではなく、それプラス、集団行動についても少し経験できるようなものになればなと思ったところです。

また、働き方改革に関して、私は、会社経営をしているのですが、企業の働き方改革というのは、かなり進んでおりまして、効率化等、様々に取り組んでいます。企業では代わりが利く要素も多く、そういう意味で効率化を図れるというところもあるのですが、なかなか学校の中で、担任の先生の代わりに違う先生が対応するということになる、少し難しい部分もあると思います。しかし、それ以外で効率化を図れる部分というのはたくさんあると思いますので、ストレスが溜まらないようにケアしながら、学校の中で改革をしてもらえるような体制づくり等を、教育委員会の中でも考えていかないといけないと思いました。

#### ○広瀬市長

ありがとうございます。

次に、中村委員、お願いいたします。

#### ○中村委員

この個別指導型学級について、先ほど市長のお話を伺っていて少し思ったのが、今までの不登校対策は、学校とは違う場所で子どもたちの学びを支えて、通常学級に戻すといったことが何となく目的だったのかなと思います。それが今回目指しているのは、個別指導型学級で通常登校している学校と同じように学習指導、学習指導要領に則った学びを実現しようとされているのかなと捉えておりまして、通常の学校で、今、個別最適な学びと協働的な学びを実現しようとして、そこを重点的に取り組んでいる一方で、個別指導型学級では、どちらかという個別最適な学びを重要視しながら、それに必要な支援や、学習環境の提供をニーズが高い子どもたちを対象に、実践していき、その結果、個別最適な学びが十分に子どもたちの中で浸透したら、協働的な学びへも目が向いていき、また通常学級を選ぶかもしれないという意味での教育の機会の保障というイメージであるかと思えます。このような制度であれば、最初におっしゃった、寝屋川市から発信して、パイロット的な役割を担うことができると思うのですが、そこを実現するためには有山教育長職務代理者がおっしゃったように、教員だ

けではなかなか難しいと思います。様々な企業であるとか、もしくはそういった分野のスペシャリストがある程度そこに関わる環境で、教員とそういった専門家たちの協働の中で、対象とする子どもたちを、しっかりと多角的に見ながら、個別最適な学びを実現するには何が必要なかを捉えて、通常学級の方にもフィードバックしていくと、寝屋川市の学校の中でも、そこが循環することで活かされていくのではないかと思います。

#### ○広瀬市長

ありがとうございます。

次に、中川委員、お願いいたします。

#### ○中川委員

まず初めに、今回の広瀬市長のオリジナリティがある不登校対策のプランが出てきて、前例踏襲する方がもちろん楽ではあると思いますが、そうではなく、非常に大変なことではありますが、ゼロから1を作り上げるというところが素晴らしいなと思いました。もちろんやってみて、いろいろと問題が出てくるとは思います。まず、やってみないと、何が問題か分からないところもあると思いますので、不登校対策の新しい取組のデータをしっかり集めていって、どういったところに効果があったか、問題があるかというのを丁寧に見ていくと、より良いのではないかと感じました。

二つ目に、働き方改革について、これもご説明にあったとおり非常に重要な取組で、どれぐらい時間数を減らしていくかというのも客観的に指標が出ていて非常に良いと思いました。

ただ、今、教育の現場もそうだと思いますが、社会全体がAIの導入等、かなり速いスピードで変わっていていると思います。例えば、生成AIの性能も月毎に性能が変わっていますし、今、人型のヒューマノイドロボットも研究者の予想以上に開発が進んできておまして、我々も驚いているところなのですが、このような社会の中で、教育というのも、それに合わせた、意義のあるものにしていく必要がありますし、教員の役割というのも、また時々刻々と変わっていくと思います。そうすると教員研修というのは非常に重要になってくるとは思います。ここは教員自身が、スキルアップをしていただかないと、より適切な教育の実践はできないと思いますので、是非この働き方改革の中でも、教員のスキルアップの時間はしっかり取っていただきたいと思っています。

是非、研修を業務時間内にしっかりと実施していただいて、例えば、私が全国でディベートの推進活動をしている中で、新しいことを学ぶのが怖いということや、そんな時間がないという声も、たくさん出ている中で、意義があること、しなければいけないことについては、業務時間内にスキルアップを含めてやっていただいた上で、働き方改革を進めていただくのが良いのではないかと思います。

#### ○広瀬市長

ありがとうございます。委員の皆様の意見をお聞かせいただきました。まず、中川

委員がおっしゃった、働き方改革について申し上げますと、例えば、A Iは、本当にここ数年、急激に変化して、月毎に内容が変化しているような状況です。これは、今、庁内でもいろいろな検討をしているのですが、例えば、市役所の電話対応は、最も重要なベースになると言われている業務ですが、近い将来、A Iでの対応に置き換わって、違和感のない電話対応ができるということが十分にあり得ます。そうすると、市役所の総業務量の恐らく20%、30%が、必要なくなってきた、市民が同じ説明を何回も繰り返さなくても、何か月も前に問い合わせた内容であっても、データとして残っていくわけですから、市民にとってもワンストップで、カスタマイズされたサービスを提供していけるということは、技術的に既に可能になっているのではないかと思います。その中で、教職員の業務も、子どもたちと関わる業務を除けば、授業の準備であるとか、授業の在り方等は、もしかしたら、この一、二年で大きく変わってくるのではないかと思います。

### ○中川委員

私も変わってくると思います。特に、単なる学力的なこと、例えば、ワークブックなどは自動で採点してもらって、それぞれの児童・生徒に応じたお直し問題が出てくる等、いろいろな仕組みがございまして、そういう学力的なところは、それで補っていただいて、大切なところである、集中できないとか、友達とのコミュニケーションの中で何か問題が起こってしまうとか、そういったことのフォローは、機械では難しいところが現状でございまして、できるだけ、そのような必要なところにたくさんリソースを割くということを進めていただくのがいいのではないかと個人的には思います。

### ○広瀬市長

先日、不登校児童・生徒の保護者の方々とお話する機会がありまして、いろいろな意見を聞かせていただきました。不登校の原因は多種多様にありますが、大別すると、一つは、例えば、マスの教育の在り方であるとか、学校というものの在り方に対して、価値観が多様化している中で違和感があるから登校できなくなっているという場合、もう一つは、人間関係やいじめ等、特別な事情によって登校できなくなっているというような場合、もう一つは、精神的な問題や病気等の身体の問題を含む、心身の問題で登校できなくなっているという場合があります。このような中で言いますと、一番原因として大きいのはどれですかというのを伺いました。そうすると10人ぐらいおられた中の7人ぐらいの保護者の方々が、実は、一つ目のマスの教育、学校の運営の在り方に馴染めないということが、特別な事情等とも複合的に関わっているけれども、不登校の原因となっているとおっしゃいました。それが7割というのは、私も思ったよりも数が多いなと思いました。これは実際に今からデータ取ってみないと分かりませんが、一部のデータとしても多く感じました。

その中で、例えば、今回の学びの多様化、これは一つのグラデーションになるのだろうと思いますし、先ほど、中川委員がおっしゃったように、例えば、A Iの技術が

発達してくると、授業の準備や、問題の作成、採点等が、恐らくこの一、二年の間に、急速に入れ替わってくると思います。そうすると、リソースをそれ以外のところに集中させることができるとなれば、より個人に細かく対応したいというところに先生が時間を集中させることができるということもあるのだろうと思います。

山口委員がおっしゃったように、既存の制度を使う中で解決していく方法も当然あります。より身近なところで言いますと、恐らく今のマスの教育が続いていく中では価値観がより多様化していくので、不登校のリスクが恐らく上がってくるのではないかと思います。

ですから、今の授業の在り方、学校の在り方が変わっていくということが、もしかしたら必要で、そのためには先ほど申し上げたようなAIの技術であるとか、教職員の働き方と実はつながるところではありますが、現在の授業の在り方がより個別最適なところに軸足を移していく必要があると思います。その中で不登校の問題も解決していく上では、通常のマスのクラスがあって、その次には、今、申し上げたようなAIの技術を使いながら、先生が比較的個人に集中できるような環境がある教室があって、その次には、学びの多様化の学校があって、その次には、登校支援教室があって、その次には場合によってはフリースクール等があって、というようなグラデーションがあり、また、例えば、心身のケアが必要な子どもたちには、そうしたケアがしっかりと与えられるような環境が、必要になってくると思います。恐らく、登校支援教室は、心身のケアが必要な子どももいれば、マスの環境に馴染めない子ども、複数の要素が原因となっている子どももいるという中で、同一の基準で当てはめると、それは恐らく同じことの繰り返しになる可能性があります。ですから、それぞれが抱えている原因について、しっかりと見定める中で、我々としての選択肢としてのグラデーションをどれだけ細かく作り出していけるかが重要であり、細かいグラデーションを作れば作るほど、子どもに、どこかに親和性を感じていただける、価値が合うと思っただけなのではないかと思います。

あともう1点、御意見をいただきたいと思っているのは、寝屋川市では、今、ディベート教育を推進していますが、例えば、大学のゼミでも、議論するまでの間に極めて多くの文献に当たるということをよく耳にします。この読書の量と、子どもの学力や寝屋川市教育大綱で目指している「考える力」の育成とは、相関があると思います。読書に対しては、どのような取組を進めるべきだと思いますか。

**○中村委員**

では、よろしいでしょうか。

**○広瀬市長**

中村委員、お願いいたします。

**○中村委員**

既に取り組まれているかと思いますが、小さいときから、いかに読み聞かせの経験があるかというのは、非常に大きいと思います。同時に、小学生でも、中学生になっ

でも、意外に、読み聞かせをしてもらうのを子どもたちはとても喜びます。特に、いわゆる荒れている学校であっても、そのような機会があると非常に落ち着いてくるといふこともあります。読書というと年齢相応の課題図書みたいなものを読むというふうなことになるがちなのですが、例えば、小学校1年生に、絵本に限定して、自分で読みなさいと言うよりも、読み聞かせの時間があったり、経験を重ねていくことで、本を自分なりに読んで想像する、ということの基本にして習慣化できたり、そういった機会を学校で十分保障していけたら良いと思いました。

#### ○広瀬市長

先日も大阪府の読書感想文のコンクールで入賞した子どもとお話する機会があって、聞いていると、やはり子どもの頃から本が大好きだと言っていました。幼少期から、お母様も読書が大好きで、その影響で読書に親しんだということです。

ただ、家庭の中で幼少期、就学前から子どもが本と接する機会がたくさんあり、読書習慣の土台がある子どもと、そうではない子どもがいるかもしれません。ディベートにおいてもそうですが、中には家庭で論理的な思考、考え方というのを教えてもらえる環境にないような子どもたちも、もしかしたらいるかもしれません。そんな中でも、学校の中で、しっかりと身に付けるということが極めて大きな意味があり、子どもたちが多種多様な家庭環境の中でも、子どもたちの本に接する機会、読書ができる環境を確保していきたいと思ひます。学校や、行政として関わっていける役割とはどのようなものがあるのでしょうか。例えば、学校や、いろいろなところで本を読むということ、これも一つの寝屋川市の教育の特徴とすることが可能かもしれません。「考える力」をしっかりと身に付けていくための取組という位置付けで読書を推進していくことが、ディベートともう一つの「寝屋川教育」の柱になってくるかもしれません。

他に、ご意見はいかがでしょうか。有山教育長職務代理者、お願いいたします。

#### ○有山教育長職務代理者

読書は子どもの心を豊かにすることができると思ひます。私も非常に大事なことだと思ひています。

ただ、本がそこにあるだけではなかなか読書に結びつかないことも多いです。例えば表紙の絵が見えるように置いてみたり、2、3ページめくってみたりするだけでも、本を手にとってみようという意欲が湧いてくると思ひますので、そういったアプローチが必要だと思ひます。読み聞かせや、本をたくさん用意し、ページを開いてあげるような、機会や人、環境が必要だと思ひます。

#### ○広瀬市長

ありがとうございます。

次に、山口委員、お願いいたします。

#### ○山口委員

最初に興味を持つかどうか大事なので、この本は面白そうだなとか、誰かがこの

本は面白いって言っていたとか、何か子どもたちが本に興味を持つことができるような活動ができれば良いかと思います。本を読むということは、現実にはいない人との対話と同じようなことだという話がありました。本を読むことで、今、目に見えていない人との対話ができるというような視点を子どもたちに持ってもらい、いろいろなことに興味を持つということの大切さを学ぶことができれば良いと思います。

#### ○広瀬市長

ありがとうございます。

次に、中澤委員、お願いいたします。

#### ○中澤委員

私自身、読書というよりも漫画等をよく読んでいた方ですが、居場所の一つとして、この「こども図書館+plus（プラス）」等含めて、寝屋川市は居場所を作っていこうとしている中で、親子で、一緒に読書をするということの導入の部分へのアプローチ等があれば、子どもと一緒に読書するという一歩が踏み出しやすいかと思いました。

#### ○広瀬市長

ありがとうございます。

次に、中川委員、お願いいたします。

#### ○中川委員

私も、学校である程度、読書の機会を設ける等、家庭環境がそれぞれ違うので、学校で積極的に取り組んでいただくのは非常に良いかと思います。私自身も子どもがいて、読み聞かせをたくさんしているかというのと、そうではない方だと思いますので、そうすると、学校で助けていただけると非常にありがたいと思います。学校でも、すらすら読める子どもと、少し難しい子どももいると思いますので、難しい子どもは漫画や絵を見るだけでもいいので、とにかく何か手で触る等、きっかけだけでも与えてもらえると、親としての視点でも、大変嬉しく思います。

#### ○広瀬市長

ありがとうございます。本が大好きな子どもを増やしていくということは大変重要なことだと思っています。そのためには、環境面等も整備していく必要があると思っていますので、学校図書、図書の配送や図書館を充実させていこうということで、今、急ピッチで取り組んでいます。

しかし、本が大好きな子どもを増やしていくというのは、個人の嗜好にも関わるところで、生まれてから育ってきた環境であったり、先ほど申し上げた保護者や家庭の状況であったり、いろいろな状況がある中で、すぐには難しい可能性があります。

その一方で、例えば、ディベートの授業において、参考文献を読みますが、そうすると、一つのテーマについて、5冊、10冊の文献を読むことになり、本が好きか嫌いにかかわらず、読書を予習の中でしていくということになります。家庭環境の違いがある中で、子どもたちが論理的な思考を身に付けていくために、仮に読書が必要であるとなれば、場合によっては授業の中で積極的に取り入れるなどの取組をしっかりと

と考えていかなければ、環境を整えただけでは、子どもたち皆が本を好きになるということとはなかなかないだろうと思います。読み聞かせもそうかもしれませんが、授業の中での本の活用の在り方や、教育委員会としてどの程度、本を読んでおく必要があるのかということ等も一定考えた中で、寝屋川市の子どもたちの読書の在り方を形作っていかなければならないと思った次第です。

では、教育長、お願いいたします

#### ○荒木教育長

今、市長がおっしゃったように、本を読むということは非常に重要であります。本に触れ合う機会をどう確保するかという点については、例えば、授業の中での活用方法や、本市はディベートに取り組んでいるので、そういったことも一つのきっかけになります。触れ合うことが増えれば、そこで本が好きになるし、読む機会も増えていきます。寝屋川市は子ども読書活動推進計画を策定しておりまして、ちょうど今年が改訂期にもなりますので、「寝屋川教育」としても進めていくことができるように、今日いただいた市長、委員の皆様のご御意見も含めて計画改訂を進めてまいります。

#### ○広瀬市長

社会教育としての本と通常の教育の中での本の扱いというのを分けて考えていただいても良いかと思えます。

本が大好きな子どもたちを増やしていくためには、社会教育としてしっかりと読書促進の取組を進めていく必要があるだろうと思います。そして、もう一つは、子どもたちの論理的な思考を育成していくということであれば、家庭のどの環境にも左右されず、本が好きか嫌いにかかわらず、読書をする習慣をつけることや、読書の量を増やしていくということは学校教育の中で取り組んでいく必要があると思います。寝屋川市の子どもたちにしっかりと自分の考えを持って、「考える力」を身に付けてもらうために、ディベートも然り、読書の在り方について、先ほど教育長がおっしゃったように次の子ども読書活動推進計画があるので、これと寝屋川市教育大綱が連動するようなものにしていただけたらと思います。

他にございませんか。

では、山口委員、お願いいたします。

#### ○山口委員

ディベートの中での参考文献としての読書の話ですが、どうしても文献として本を読むと、必要なところだけということになってしまうとは思いますが。これが即興型のディベートであれば、何がお題に出てくるか分からないということになります。あらかじめ分野やテーマを出しておいて、それに関連する本等を紹介していけば、まず、大きく全体に興味を持って読んでくださるかなと思いました。

#### ○広瀬市長

ありがとうございます。それは、そのとおりだと思います。準備型、即興型のディベート、両方の良さがあると思います。読書という視点でも、準備型で文献として本

を読むのも、即興型の中での知識として事前に身に付けておくための読書というのも、どちらも非常に有効だと思います。

読書に関して、様々なご意見を頂戴しました。ありがとうございます。

これからまた、総合教育会議等、いろいろなところで議論をさせていただきたいと思います。教育については教育委員会が主体となって、様々に取り組んでいただいておりますが、市長としての意見を伝える場というのは、それほど多くはないので、こうした場で、教育委員の皆様と考え方を共有させていただきました。

先ほどから申し上げているとおり、寝屋川市で何か新しいことをやっていくというだけではなく、いじめの問題もそうですが、結果として本質的な解決ができるのであれば、それが世の中に広がっていくということも十分にありますので、いかに本質的な問題解決を図っていくことができるかというところが重要だと思います。いわゆる不登校の問題にしても、教職員の働き方の問題にしても同じように本質的な問題解決を図っていく必要があると思いますので、我々も教育に投資しなければならない部分の予算については、これまでも十分確保してきましたが、今後も引き続き、しっかりと確保していきたいと思っています。

また、子どもの権利に関する条例の制定に向けても準備を進めているところです。その中でも考えていきたいと思っているのは、子どもたちが平穩に生活して学ぶことができる権利です。我々行政として常に意識していかないといけないと思いますので、条文として明記しておく必要があると考えています。仮に、この平穩に学ぶ権利みたいなものが子どもたちに保障されるという条文が明記されるということであれば、子どもたちが暑過ぎるという環境や、トイレが汚いという環境等は、いじめも含めてですが、子どもたちが平穩に学ぶことができない、平穩に学ぶ権利が保障されていないという状態は条例違反に当然当たるわけですから、行政、教育委員会自ら律して、やるべきところをしっかりと明確に定めて、決して行政の都合で動かないということが重要なことだと思いますので、是非よろしく願いいたします。

#### ○藏守教育次長兼教育委員会事務局部長

ありがとうございました。本日御協議いただきました内容を十分に踏まえ、事業を進めてまいります。

また、読書に関することで、学びのきっかけづくりや、読書の魅力の発信、また読書の在り方という部分も御協議いただきました。こちらにつきましても積極的に調査、研究いたしまして、取組を進めてまいりたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。